

外来種ブラックリスト（仮称）の作成について

外来種ブラックリスト（仮称）の作成 に関する方針について（骨子案）

目的

平成 20 年 6 月に「生物多様性基本法」が施行され、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定め、各主体の責務や生物多様性国家戦略の策定等が規定された。これに基づき策定された生物多様性国家戦略 2010 には、外来種による生態系等への影響は、我が国の生物多様性が直面する重大な危機の一つとして位置づけられている。また、平成 22 年に我が国で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議において決議された「愛知目標」においても個別目標 9 において「2020 年までに侵略的外来種とその定着経路が特定される」等が掲げられている。

外来種ブラックリスト（仮称）は、我が国の生物多様性を保全するため、外来生物法に基づく特定外来生物の指定種のみならず、現時点で法規制のない種類も含めて、特に侵略性が高く、我が国の生態系等への被害を及ぼす（または及ぼすおそれがある）外来種をリスト化し、最新の定着状況や我が国における具体的な対策の方向性等についての情報をわかりやすく示すことで、国民の生物多様性保全への関心と知識を高め、

外来種問題に係る各主体への理解促進と協力要請
計画的かつ効果的な防除の推進
国内由来の外来種対策の推進
非意図的導入による外来種の侵入予防と早期対応
特定外来生物の追加指定の促進

等の外来種対策に資することを目的に作成する。

なお、生態系等への被害については、特定外来生物被害基本方針における「第 2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項」の「2 被害の判定の考え方」を準用する。

基本的な考え方

外来種ブラックリスト（仮称）は、今後策定する外来種被害防止行動計画（仮称）の中核として位置づけられ、特定外来生物等の指定や今後の防除の推進、

その他の外来種対策等の基礎となるものである。

このリストでは、一律に外来種をリストアップするものではなく、侵略性が強く、我が国において生態系等に被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがある外来種のリスト化を目指す。

このリストに掲載される種は、生物多様性条約 8 条 h 項（生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。）に則り、掲載種については、侵入防止や拡大防止のための予防や防除等の対策が必要とされる。なお、有用性が高くやむを得ず利用される種について、当該種の利用の回避・抑制や、あるいは代替種がなく、管理を徹底することにより生態系等への被害を防止できる種の場合は、一定の手法、条件、環境下における管理が促されることをねらいとしている（なお、特定外来生物の指定種を飼養等する場合は外来生物法の許可を得ることが必要である）。

このリストは、継続的・定期的にリストの見直し・追加及び関連情報の更新を行う。

選定の要件

1. 選定の対象とする外来種の範囲

外来種ブラックリスト（仮称）に掲載する外来種の選定にあたっては以下の事項に照らし、必要に応じた種・属・科等の生物分類群を単位とする。

- ・ 国外由来の外来種（国外から導入された外来種）については、定着が確認されている種を対象とする。なお、特定外来生物の選定において対象とした「明治元年以降に我が国に導入されたと考えられる生物を対象とする」という基準は考慮しない。
- ・ 国内に定着していない外来種については、現状で国内に未導入の外来種と、すでに国内に導入されており、飼育・栽培されているものや野外に逸出しているものの、繁殖は確認されていないといった外来種が考えられる。いずれの場合も、海外において特に侵略性が高いことが知られており、前者については日本に侵入する可能性が高い種を、後者については定着する可能性が高い種を対象とする。
- ・ 国内由来の外来種（国内の他地域から導入される外来種）については、本来の分布情報・生態的知見が充実し、導入された地域での被害の実態が明らかなるものを対象とする。

- ・ 遺伝的多様性を減少させるおそれがある以下の行為については、特定の種だけでなく、あらゆる種・地域等の可能性を考慮する必要があることから、個別の種をリストに掲載するのではなく、外来種被害防止行動計画（仮称）において幅広く注意喚起を行う。
 - 別の遺伝的構造を持つ同一種の生息地又は生育地への在来種の移動、導入
 - 海外に分布する別の遺伝的構造を持つ在来種の国内への移動、導入
 - 同種であるものの品種改良等による遺伝子改変が行われた種の導入
- ・ 特定外来生物は、外来生物法に基づき指定された種類として全てリストに掲載する。
- ・ 要注意外来生物については、本リスト作成をもって発展的に解消させるが、記載種は原則としてリストに掲載する。
- ・ 感染症・寄生生物等については、明らかに国外から導入され、我が国の野生動植物に大量死を発生させる等、我が国の生態系に甚大な被害を及ぼすおそれがあり、この観点において、リストに掲載することにより注意喚起等を行うべきと考えられるものを対象とする。そのうち、感染症・寄生生物等の媒介も考慮して宿主となる種がリストに選定される場合は、宿主となる種の付加情報として記載する。

2．選定の基準

リスト掲載種の選定にあたっては、選定対象種における我が国の生態系への侵略性の強さを基準とする。具体的には潜在的な可能性も含め侵略性の強さを以下の項目により評価する。

生物学的な条件

- ・ 定着の可能性（生態的特性：気候適合性、環境適合性、繁殖特性、食性等）
 - 例：温帯域に生息・生育する生物 等
- ・ 被害の重大性（生態系被害に関して評価：競合、交雑、捕食等）
 - 例：国内に同属の在来種が分布する生物
 - 食肉性哺乳類や肉食性魚類 等
- ・ 防除の効果（生態学的な問題及び定着段階ごとの難易度等）
 - 例：隠遁性が高く、発見・再捕が困難な生物（防除実施にあたっての時間的スケールも検討課題）
 - 多量の土壌シードバンクを形成する植物 等
- ・ 国内での分布状況（定着段階）
- ・ その他

自然環境・社会経済的条件

- ・ 定着の可能性（大量輸入、使い捨ての利用、野外利用の有無等）
例：生き餌、実験試料として生体で大量に輸入、使用されるもの 等
- ・ 特段の被害（甚大な人的被害及び経済被害の有無等）
例：人体に対する強力な毒を有する生物 等
- ・ その他
例：海外において重大な侵入・被害事例があるもの

選定種のカテゴリ・ランク区分

選定種については、リストを使用する各主体による対策の検討・実施等に寄与することを目的としたカテゴリ区分を行う。

選定した外来種を国内への定着段階により、未定着、定着初期、分布拡大期、まん延期の4つのカテゴリに区分した。これらのカテゴリにはそれぞれに対応する全国スケールでの対応目標を記述した。これら4つのカテゴリ区分と情報不足等によりこれらのカテゴリに当てはめられない種、対応等について別途検討が必要な感染症・寄生生物に係る種の2つのカテゴリの、計6カテゴリに、選定種を振り分けて標記を行うものとする。

なお、カテゴリ区分した種については、被害の深刻度により他の選定種より特に甚大な被害が想定され、特段の注意を要する種を「対策優占種」とするランクを別途設けた。

・未定着

- （定着状況）現状で未定着の侵略的外来種。
- （対応目標）監視と予防等による、未定着状態の維持。

・定着初期

- （定着状況）現状で定着の初期段階である、もしくは定着・分布している地域がごく限られている侵略的外来種。
- （対応目標）分布拡大の防止等を図り、国内からの根絶。

・分布拡大期

- （定着状況）現状で定着・分布している地域が狭いが分布を拡大しつつある、または広域に定着、分布しているものの、引き続き分布域や被害地の拡大が懸念される侵略的外来種。
- （対応目標）地域的な根絶（取り除き）による分布拡大の阻止、被害影響の低減等。

・まん延期

(定着状況) ほぼ全国的に定着、分布を拡大し、今後の被害拡大の可能性が低い侵略的外来種。

(対応目標) 保護地域等への侵入阻止・侵入予備個体群の排除等、個別に対応を検討。

・情報不足種

生態系等へ大きな被害を与えることが懸念されるものの、定着状況、被害程度、防除手法等の科学的知見が不足しており、引き続き情報収集が必要な侵略的外来種。

情報収集の他、研究機関等による、調査・研究の推進が期待される。

・感染症・寄生生物

野生動植物の大量死を発生させる等、我が国の生態系に甚大な被害を及ぼすおそれがある感染症・寄生生物・病原体等。

侵入の予防、発生時の宿主移動や感染拡大の防止等、状況に応じた対応の検討が必要とされる。

リストの作成

選定種について、カテゴリ区分、特定外来生物の指定の有無の情報のほか、さらに侵略性に係る情報として、被害影響の種類、影響が懸念される環境、非意図的導入にかかる主な侵入経路、拡散原因、利用が多く特に管理徹底が必要となる利用状況等を示し、一覧できる表形式のリストを作成し、示された中でも特に懸念される項目が分かるように表示する。また、国内由来の外来種については、特に影響が懸念される地域についても表示する。

付加情報の整備

選定種については、基礎資料として、生物学的特性も含めた侵略性の高さ等をできるだけ客観的に示すとともに、注意喚起を促すため、これまでの定着段階や対策の方向性等以下に挙げる項目についての情報の充実・整理を行い、普及啓発を図るものとする。

なお、代替種がなく、管理を徹底することにより生態系等への被害を防止できる種については、管理において必要な手法、条件、環境下などの情報を可能な限り記載する。

また、愛知目標でも重要課題として挙げられている侵入経路の特定や、分布拡散の原因、利用状況といった情報は、今後の防除等対策を検討・実施する上でも重要な情報であることから特に充実を図る必要があり、可能な限り詳細に

記載する。

基本情報

- ・ 名称（和名、学名、英名等）
- ・ 原産地
- ・ 生態的特徴（形態（種判別のポイント、近似種等の情報も含む）
生息/生育環境、食性、繁殖その他生態）

侵略性に係る情報（生物学的/自然環境・社会的状況）

- ・ 生態系等に係る影響・被害
- ・ 侵入経路（年代、理由）
- ・ 定着可能性
- ・ 定着状況（分布図）
- ・ 分布拡大の経路
- ・ 利用状況

対策に係る情報

- ・ 対策の方向性
- ・ 法的規制の状況
- ・ 防除等取組事例

リスト及び付加情報の公表・発信

リスト及び付加情報は、誰もが簡単にアクセスできるよう、環境省が作成するホームページのほか、（独）国立環境研究所の侵入生物データベース（調整中）と連携して、最新かつ具体的な情報提供を行う。また、パンフレット等を作成し、本リストの普及啓発に努めるものとする。

リストの見直し・追加

我が国における外来種の侵入・拡大状況は刻々と変化しており、また外来種の生態等に係わる新たな知見が集積されつつあることから、リストに新しい情報を加えるために、継続的・定期的にリストの見直し・追加及び関連情報の更新を行う。

リスト作成の効果

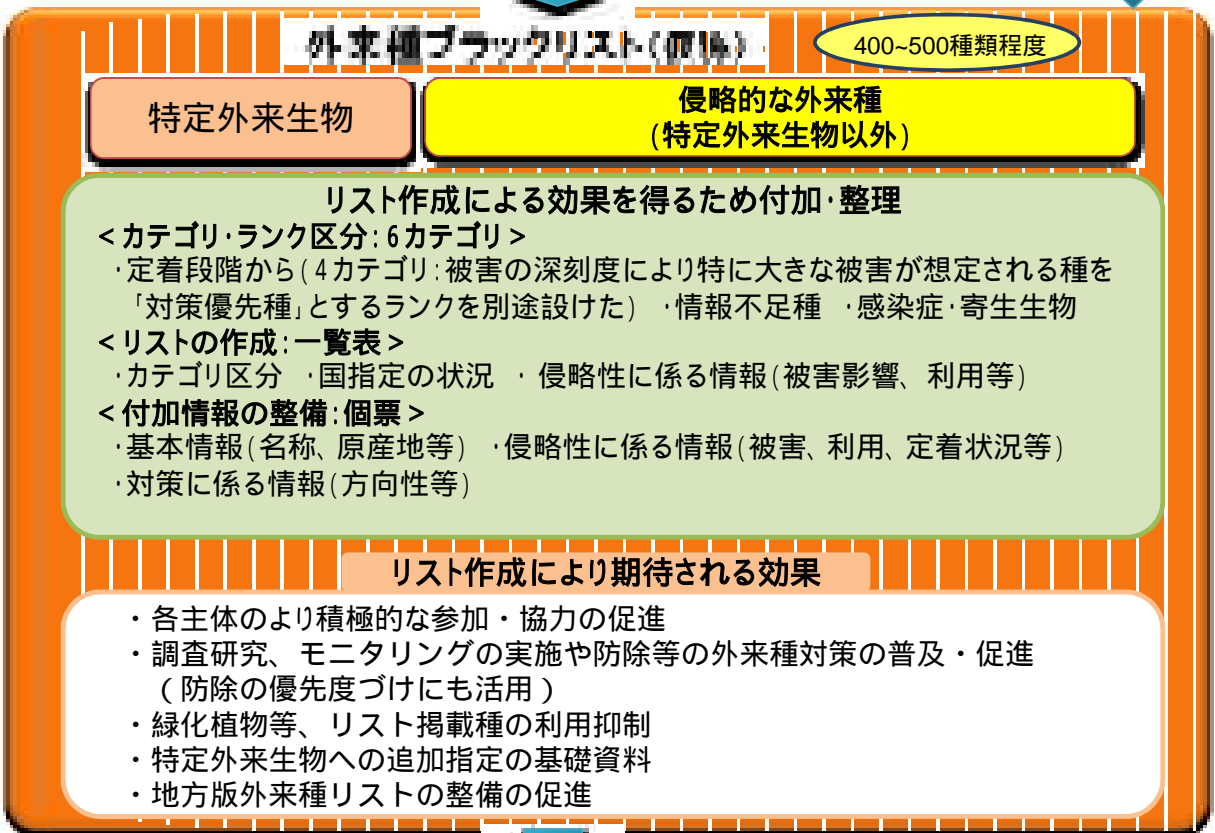
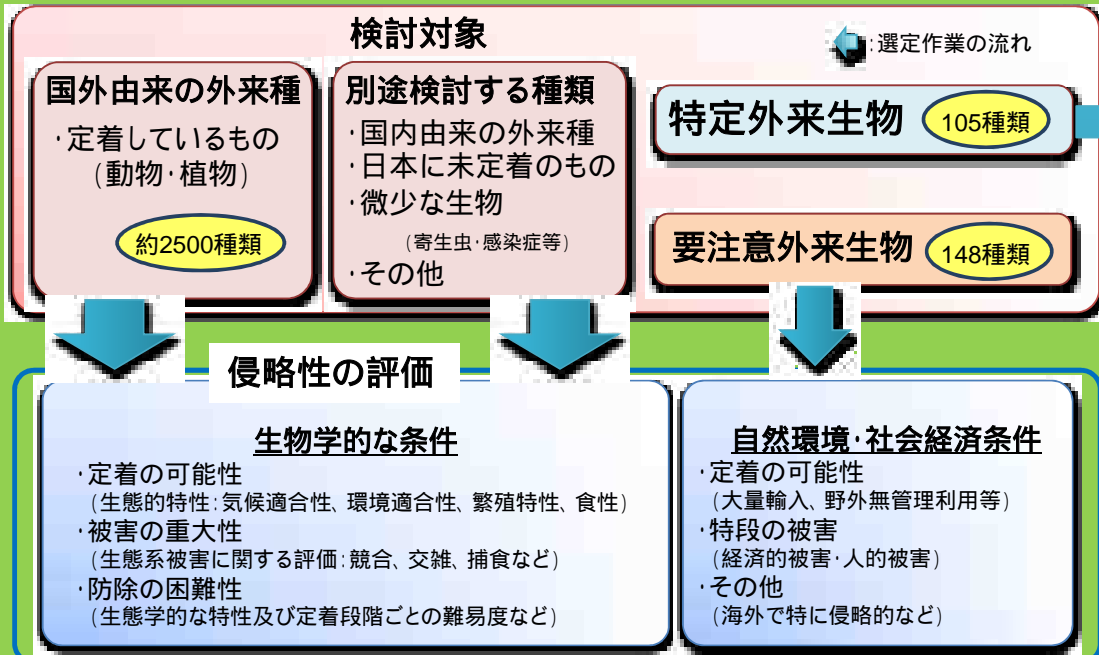
本リストは、外来種対策への各主体のより積極的な参加・協力の促進、調査研究・モニタリングや防除等の普及・促進のほか、リスト掲載種の利用抑制効果、地方公共団体における外来種リストの整備促進等の取組の推進が期待される。また、外来生物法における特定外来生物への追加指定のための基礎資料と

しての活用も見込まれる。

さらに、外来種による影響は我が国の生物多様性を脅かす危機の一つとして生物多様性国家戦略にも位置付けられており、本リストを通して各主体が生物多様性保全への認識を深め、生物多様性基本法において策定に努めるよう規定されている「生物多様性地域戦略」の策定や見直し等の取組の推進にも資することが期待される。

外来種ブラックリスト(仮称) 作成手順フロー(案)

リスト掲載種の選定



見直し作業

継続的なリストの見直し・追加

・新たな外来種の侵入 ・新たな科学的知見の集積 ・分布状況の把握

外来種ブラックリスト(仮称)のカテゴリ区分案
(種特性に応じた全国スケールでの対応方針)

定着状況と 全国スケール での目標 被害の 深刻度	未定着	定着初期	分布拡大期	まん延期
	予防	国内からの根絶/ 分布拡大の阻止	地域的根絶/ 分布拡大の阻止/ 響低減影	長期的視点からの影響低 /保護地域等での防除
対策優先種	ヒアリ、スパルティナ・ アングリカ等	アルゼンチンアリ、スパル ティナ・アルテルニフロラ 等	ジャワマンゲース、アライ グマ、オオクチバス、ホテイ アオイ等	クマネズミ等
	外来クワガタムシ類、 ナンヨウアブラギリ等	シジュウカラガン大型 亜種等	ニジマス、ブラウントラウト 等	アメリカシロヒトリ、セイタカ アワダチソウ等
<p>情報不足種(影響の大きさが懸念され、定着状況/防除方法について情報収集が必要な種) フェモラーオオモモブトハムシ、アメリカアカウキクサ、ハゴロモモ、ゴウシユウアリタソウ、オオフトタバムグラ等</p>				
<p>感染症・寄生生物(宿主の移動・発生時の拡大防止) カエルツボカビ、ラノウイルス、パラブケファアロプシス等</p>				